

平成30年2月定例会提出議案

議案 訴えの提起について

市有地を何ら権原なく占有している者に対して、当該土地の明渡し等を求めるもの

- ・ 請求趣旨 被告らに対し、建物収去土地明渡し、建物退去土地明渡し及び損害金の支払いを求める
- ・ 明渡しを求める土地
名東区藤が丘 160 番及び同 161 番の一部
- ・ 被告 株式会社東名サービス（占有者）
株式会社大雄（占有者）
株式会社人情屋台（占有者）4

1年契約更新

1 耐震補強工事の必要性

東日本大震災における仙台市営地下鉄の構造物の損傷を踏まえ、東山線高架構造物のすべての柱の耐震性能を検証した結果、一部の柱において、耐震補強工事が必要であると判断した。

店舗等に利用されている東山線高架部の土地の柱のうち、早急に補強が必要な柱（仙台市と同様な損傷が生じるおそれがある柱）の耐震補強工事を、平成25年11月以降、順次施工してきたが、唯一、未施工となっている柱が、現在営業中の人情屋台を含む明渡しを求める土地（鉄道用地 756.66 平方メートル）に残っている。（別図参照）

H29、34

2 経緯及び請求の内容

(1) 原状回復の請求

交通局は、高架下用地を㈱東名サービスに行政財産の目的外使用許可をし、同社が店舗等に貸していた。交通局は、耐震補強を未施工の柱に耐震補強工事を行うため、㈱東名サービスに原状回復を求めてきたが、㈱東名サービスは原状回復に応じない。

(2) 不許可及び催告書の送付

このため、交通局は平成29年10月以降、人情屋台を含む明渡しを求める土地について使用を不許可とし、㈱東名サービスに対して、10月24日付で、土地を明け渡すよう催告書を送付した。また、明渡しを求める土地の一部を㈱東

名サービスから借りている(株)大雄及びこの場所で営業中の(株)人情屋台に対しても、同様の内容の催告書を送付した。

催告書を送付したにもかかわらず、被告らは原状回復に応じず、明渡しを求める土地を占有している。

(3) 訴えの提起

明渡しを求める土地を占有している(株)東名サービス、(株)大雄及び(株)人情屋台の3者を相手方として、建物収去土地明渡し、建物退去土地明け渡し及び損害金を求める訴訟を提起することとした。



